

英語教育におけるICTの活用

2014年5月21日

文部科学省

国際教育課

I. 今後の英語教育におけるICT活用の方向性

1. ICT活用の成功事例共有

2. 学習効果の高いコンテンツの検討

小学校

- ・ デジタル教科書、音声認識等生徒の興味を引き出すコンテンツ
- ・ 教員学習用ソフト

中・高

- ・ 海外Webページ等の活用
- ・ テレビ会議等で他地域・海外の学校との交流学习

3. ICT活用を推進できるハードウェアの充実 → 地方財政措置の活用促進

平成26年度地方財政措置 1,678億円の一層の活用

- ✓ 教育用コンピュータ(タブレット含む)
- ✓ 無線LAN (現在インターネット整備は小・中学校30,000校のうち、7,500校のみ)
- ✓ ICT支援員 教員の負担減、ICT活用のハードルを下げる

Ⅱ. 英語教育におけるICT活用の利点

①英語に対する興味関心を高める

- ・動的、インタラクティブなコンテンツの提供
- ・一人一人の能力や特性に応じた学びが可能

②学習効果を高める

- ・Native音声による教材
- ・コミュニケーションツール等の活用により他地域・海外との交流学习

③進捗確認/課題発見に役立つ

- ・デジタルなログ管理
- ・家庭学習、他学校等との連携

Ⅲ. 学校のICT環境整備について

(参考)第2期教育振興基本計画にて目標とされている水準

- ・教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数 3.6名
 - ①コンピューター教室 40台
 - ②各普通教室 1台、特別教室 6台
 - ③設置場所を限定しない可動式コンピューター 40台
- ・電子黒板・実物投影機の整備(1学級当たり1台)
- ・超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率 100%
- ・校務用コンピューター 教員1人1台

IV. ICTを活用した実証事業から(1)

「学びのイノベーション事業」

- 全国で20校の小中学校及び特別支援学校を実証校(小学校「外国語活動」および中学校「外国語科」)
- ICTを活用した教育の効果・影響の検証、効果的な指導方法の開発、モデルコンテンツの開発等の実証研究を実施

IV. ICTを活用した実証事業から(2)

①一斉学習

挿絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を利用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能



②個別学習

デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進度で学習することが容易となる



③協働学習

タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学習において子供同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びが可能となる



V. ICT活用事例(1)

デジタル教材(Hi, friends!)活用事例



大田区立志茂田小学校

担任が電子黒板を使ってゲーム



浜松市立浜名小学校

児童が個別にデジタル教材を使ってセリフを学習



鳴門市林崎小学校

担任が電子黒板にテキストを拡大して活動のやり方を説明



「小学校版 新学習指導要領に対応した外国語活動及び外国語科の授業実践事例映像資料2・3」より

V. ICT活用事例(2)

葛飾区立本田小学校 第5学年

外国語活動 「Alphabet, vegetables, gestures」

- 学習者用デジタル教科書・教材を使って、ネイティブの英語の発音の様子を映像で観察
- 波形表示機能を使って自分の発音との違いを比較することにより、発音練習に意欲的に取り組み、英語に慣れ親しむことができた
- さらにペアで発音を確認し合ったり、ロールプレイングで簡単な会話を行ったり、外国語を使ったより実践的な活動へと発展した

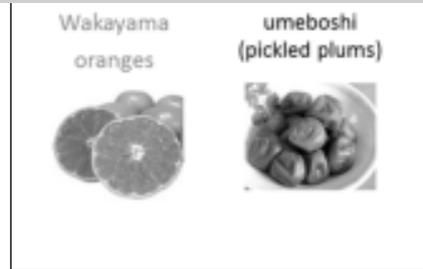


「学びのイノベーション事業実証研究報告書」より

V. ICT活用事例(3)

和歌山市立城東中学校 第3学年 英語科
「Multi + 1 文化紹介」

- テレビ会議システムを用いて、シンガポールの学校と英語で交流
- グループごとに日本文化について発表資料をまとめ、英語で紹介することを通じて、主体的に情報を収集・発信する能力と英語によるコミュニケーション能力を育成することができた
- シンガポールの生徒からも現地の生活について発表してもらうことで、映像と英語を通して互いに国の文化を交流できた



「学びのイノベーション事業実証研究報告書」より

V. ICT活用事例(4)

テレビ電話を活用した事例



「台湾とのテレビ会議で時刻を聞く子供たち」
自分たちとは違う学校生活の様子を知ることができた

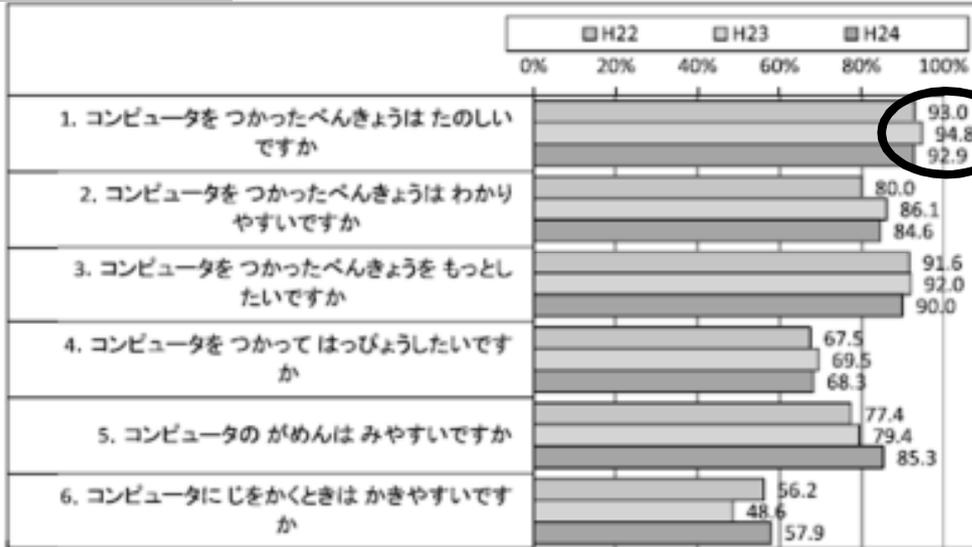


「ロサンゼルスとのテレビ会議」
子供たちは映像に映る様子から夜だと気付いた

VI. ICT活用結果

特に興味・関心を高めることへの貢献度が高い

小学校 第1～2学年

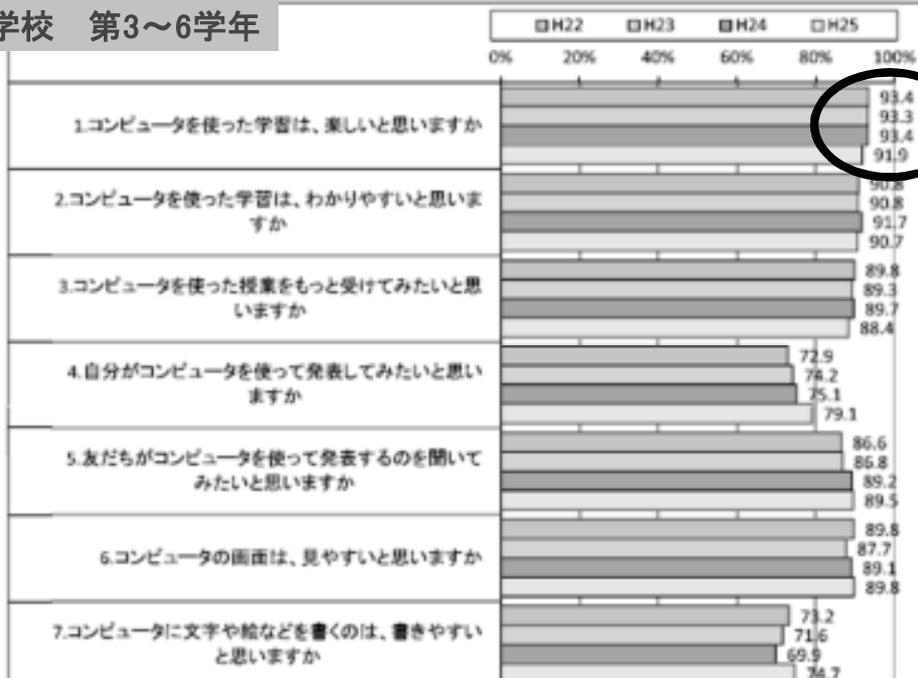


「学びのイノベーション事業実証研究報告書」より

VI. ICT活用結果

特に興味・関心を高めることへの貢献度が高い

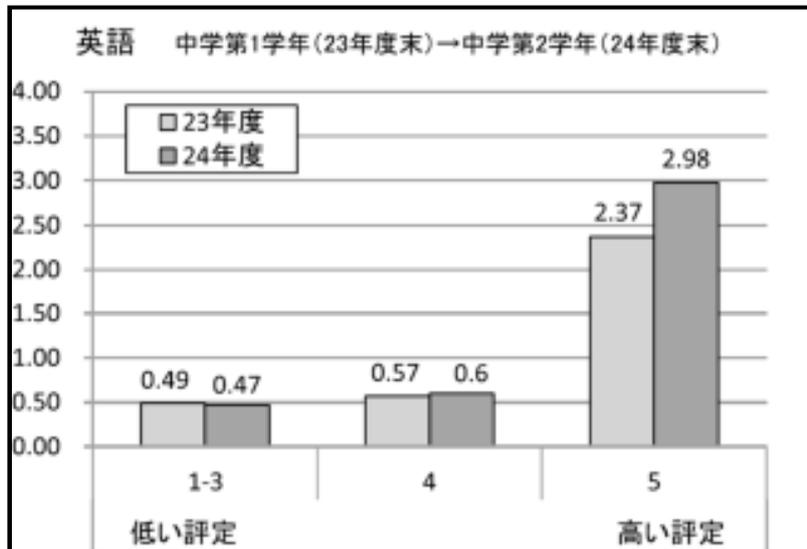
小学校 第3～6学年



「学びのイノベーション事業実証研究報告書」より

VI. ICT活用結果

学びのイノベーション事業の実証校においては、最も評価の高い評定(評定5)の全国比を経年で比較すると、高くなる傾向見られた



※標準学力検査(CRT)による

「学びのイノベーション事業実証研究報告書」より

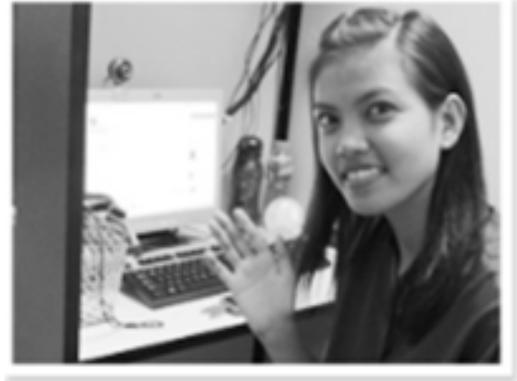
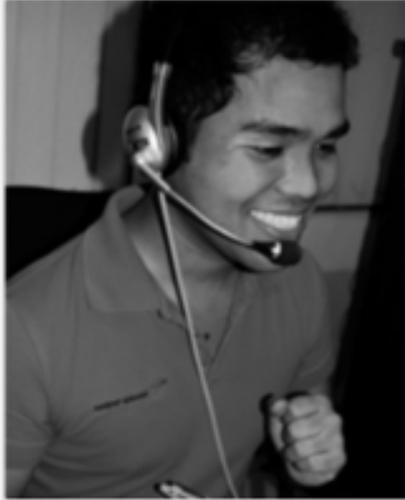
VII. (参考)一般ユーザ向けソフト

(1) 海外News, speech 等



VII. (参考)一般ユーザ向けソフト

(2) Skype等を活用した英会話 等



VII. (参考)一般ユーザ向けソフト

(3) 発音判定ソフト 等



3% **キッズ レベル1**
● 初級者 40動画 10ユニット

Unit 1: 風と太陽 Unit 2 Unit 3 Unit 4 Unit 5 Unit 6 Unit 7

遊ばな風 勝負 太陽と風の力比べ 勝負

見る 100% 学ぶ 100% 話す 52%

Good one
+21

Hahaha! I can blow very strong.

00:31 / 00:40

3% **キッズ レベル1**
● 初級者 40動画 10ユニット

Unit 1: 風と太陽 Unit 2 Unit 3 Unit 4 Unit 5 Unit 6 Unit 7

遊ばな風 勝負 太陽と風の力比べ 勝負

見る 100% 学ぶ 100% 話す 91%

もう一度発話しましょう

Hahaha! I can blow very strong.

00:31 / 00:40

見る 100% 学ぶ 100% 話す 91%

☆ **blow**

吹く

動詞 to send air out of the mouth
"Blow on the soup to cool it off."

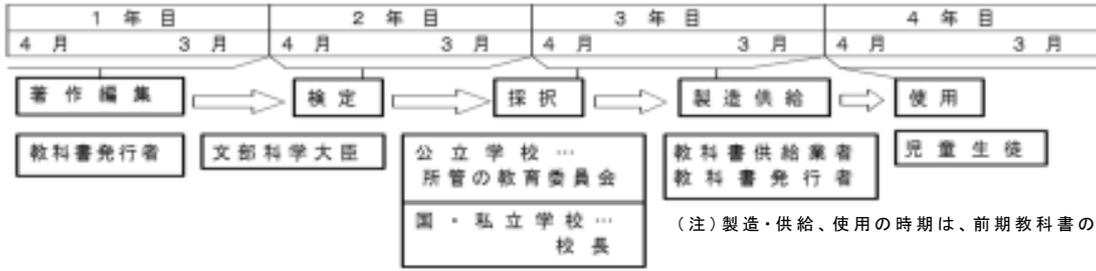
発話を比較する

Hahaha! I can blow very strong.

00:31 / 00:40

教科書制度の概要

■教科書が使用されるまでの基本的な流れ



① 著作・編集

現在の教科書制度は、民間の教科書発行者による教科書の著作・編集が基本となる。各発行者は、学習指導要領、教科用図書検定基準等をもとに、創意工夫を加えた図書を作成し検定申請する。需要数が僅少で、民間の教科書発行者による発行が見込まれない場合に限り、例外的に文部科学省が著作・編集した教科書が発行される。

③ 採択

検定済教科書は、通常、1科目について数種類存在するため、この中から学校で使用する1種類の教科書が決定(採択)される必要がある。採択の権限は、公立学校については所管の教育委員会に、国・私立学校については校長にあるが、公立の義務教育諸学校については、都道府県が設定する採択地区内で同一の教科書を採択する必要がある。採択された教科書の需要数は、文部科学大臣に報告される。

② 検定

発行者が検定申請すると、その図書が教科用図書として適切であるかどうか、文部科学大臣の諮問機関である教科用図書検定調査審議会に諮問されるとともに、文部科学省の教科書調査官の調査が行われる。審議会から答申が行われると、文部科学大臣は、この答申に基づき検定の合格・不合格の決定を行う。教科書として適切か否かの審査は、教科用図書検定基準に基づいて行われる。

④ 発行(製造・供給)及び使用

文部科学大臣は、報告された教科書の需要数の集計結果に基づき、各発行者に発行すべき教科書の種類及び部数を指示する。この指示を承諾した発行者は、教科書を製造し、供給業者に依頼して各学校に供給し、供給された教科書は、児童生徒の手に渡り、使用される。

国・公・私立の義務教育諸学校(小・中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学校)で使用される教科書については、全児童生徒に対し、国の負担によって無償で給与されている。

教科書検定について

■教科書検定の趣旨

○学習指導要領等に基づき民間で著作・編集された図書について、検定審査の基準である教科用図書検定基準(文部科学大臣告示)に基づき、教科用図書検定調査審議会の専門的・学術的な審議に基づいて、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格したものを教科書として使用することを認めている。

○教科書検定は、国民の教育を受ける権利を実質的に保障するため、

- ①全国的な教育水準の維持向上
- ②教育の機会均等の保障
- ③適正な教育内容の維持
- ④教育の中立性の確保

などの要請にこたえるため実施しているもの。

■教科書検定の観点

教科書検定は、教科用図書検定基準に基づき、

- ① 学習指導要領等の内容に照らして適切か(準拠性)、政治・宗教の扱いや取り上げる題材の選択・扱いが公正か(公正性)、などの「**準拠性及び公正性**」
 - ② 客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして事実関係の記述が正確か、などの「**正確性**」
- といった観点から、記述の欠陥を指摘することにより行われている。

※教科書検定の合憲性が問われたいわゆる家永教科書訴訟においては、検定自体は合憲であるが、検定当時の学説状況や教育状況に照らして、検定基準に違反するとの評価等に看過しがたい過誤がある場合は裁量権の逸脱・濫用が認められると判示され、複数の検定意見が違法との判決を受けた。

■教科書検定の流れ

